

◎使用料の水準及び体系の見直し方針

2つの案を比較検討した結果、次期料金算定期間においては、**B案が適当であると判断しました。**

懇談会提言(平成19年7月)の下水道使用料の改定に関しては、経費削減や社会経済情調から今日まで改定実施が見送られてきましたが、下水道事業の健全な運営や市財政の健全化からはA案の直ちに使用料単価を150円/m³に改定するのが理想的であると言えます。

しかし、一度での改定では、仮定で試算した水道料金の引き下げ幅を大きく上回り使用者にとって負担増となることや、料金算定期間を定め定期的に料金のあり方を検討されることを加味し判断したものです。

なお、実際の下水道使用料改定にあたっては、現在の使用料体系で課題となっている下記の4つの項目について、見直しの方向を反映させることが適当と判断しました。

- 単身世帯や高齢世帯などの少量使用者への配慮
基本水量を10m³から5m³に減量するとともに、基本料金を800円から650円に減額する。
- 集合家事用と一般用の基本料金の格差是正
集合家事用の基本料金を一般用の基本料金と同額にする。
- 水量区画等で水道料金体系との整合性を図る
新たに水量区画を追加し7段階7区分から9段階9区分に改める。
- 逡増度の緩和
2.18倍から2.11倍に縮小させる(新区画を含むと2.66倍になる)。